

添付法令資料 5 :

科学及び技術法を合一するベトナム国会事務局の合一文書（目次）  
2018 年 6 月 29 日付第 04/VBHN-VPQH 号合一文書

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 8 条）
- 第 2 章 科学及び技術組織
  - 第 1 目 科学及び技術組織の設立並びに権利及び義務（第 9 条ないし第 15 条）
  - 第 2 目 科学及び技術組織の評価及びランク付け（第 16 条ないし第 18 条）
- 第 3 章 科学及び技術活動に係る個人並びに科学及び技術に係る人的資源の発展（第 19 条ないし第 24 条）
- 第 4 章 科学及び技術任務の確定及び実施の組織化
  - 第 1 目 科学及び技術任務の確定（第 25 条ないし第 27 条）
  - 第 2 目 科学及び技術任務の実施の方式（第 28 条ないし第 32 条）
  - 第 3 目 科学及び技術活動（第 33 条ないし第 36 条）
  - 第 4 目 科学及び技術任務の実施結果の評価、検収、登記及び保管（第 37 条ないし第 40 条）
  - 第 5 節 科学研究及び技術発展の結果に対する所有権及び著作権（第 41 条ないし第 43 条）
- 第 5 章 科学研究及び技術発展の結果の応用並びに科学及び技術知識の普及（第 44 条ないし第 48 条）
- 第 6 章 科学及び技術発展サービスの投資及び財政
  - 第 1 目 国家の投資（第 49 条ないし第 54 条）
  - 第 2 目 企業、組織及び個人の投資（第 55 条ないし第 58 条）
  - 第 3 目 科学及び技術活動に対する支援基金及び投資（第 59 条ないし第 63 条）
  - 第 4 目 科学及び技術活動に対する税及び与信の優遇（第 64 条及び第 65 条）
- 第 7 章 インフラストラクチャーの構築並びに科学及び技術市場の発展（第 66 条ないし第 69 条）
- 第 8 章 科学及び技術に関する国際統合（第 70 条ないし第 72 条）
- 第 9 章 科学及び技術に関する国家管理責任（第 73 条ないし第 76 条）
- 第 10 章 報奨及び違反処理（第 77 条ないし第 79 条）
- 第 11 章 施行条項（第 80 条及び第 81 条）